

平成16年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社 モ リ タ  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長  
新 村 鋭 男  
(コード番号：6455、東・大証第一部)  
問 い 合 せ 先 常務執行役員 総務部長  
西 田 一 成  
電 話 06 6756 - 0102

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成16年5月21日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記の要領によりストックオプションとして無償で新株予約権を発行することにつきご承認を求める議案を、平成16年6月29日開催予定の当社第71回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. スtockオプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）の業績向上に対する意欲や士気を一層に高め、企業価値の増大を図ることを狙いとして、ストックオプション制度を導入する。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）のうち、当社の取締役会が認めた者。

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 2,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

#### (3) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、前項に定める調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。）

#### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に（3）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05

を乗じた金額と、新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株式を発行するときまたは自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成23年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）であることを要する。ただし、権利行使期間中に当該地位を喪失した場合でも喪失後1年間に限り、権利行使を認めるものとする。

新株予約権を付与された者が、権利行使期間中に死亡した場合は、同時に権利を失効するものとする。

その他の条件については、上記定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が、新株予約権の行使の条件により新株予約権の全部または一部を行使できないときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

上記の内容につきましては、平成16年6月29日開催予定の当社第71回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上